

南十勝こども発達支援センターの利用及び管理運営に関する協定書 新旧対照表

改正後	改正前
南十勝こども発達支援センターの<u>利用及び管理運営</u>に関する協定書 中札内村、更別村_____、広尾町及び大樹町（以下「関係町村」という。）は、<u>南十勝こども発達支援センターの設置等に関する条例（平成19年3月1日条例第7号）に基づき大樹町が設置する南十勝こども発達支援センター（以下「支援センター」という。）の利用及び管理運営</u>に関し、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第1条 この協定は、関係町村の心身やことばの発達に遅れのある子ども及びその発達に心配のある子ども（以下「児童」という。）並びにその家族に対し、指導、支援、相談等を行う_____支援センター_____の<u>利用及び管理運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 _____ _____ _____ （利用者の範囲） 第2条 支援センターの利用者は、関係町村の児童とする。_____ _____ （利用手続） 第3条 支援センターの利用手続は、大樹町の児童が利用する場合と同様とする。	南十勝こども発達支援センターの_____管理運営に関する協定書 中札内村、更別村、<u>幕別町</u>、広尾町及び大樹町（以下「関係町村」という。）は、_____ _____ _____南十勝こども発達支援センター_____の_____管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第1条 この協定は、関係町村の心身やことばの発達に遅れのある子ども及びその発達に心配のある子ども（以下「児童」という。）並びにその家族に対し、指導、支援、相談等を行う<u>南十勝こども発達支援センター（以下「支援センター」という。）の_____管理運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （<u>設置及び名称</u>） 第2条 <u>名称は南十勝こども発達支援センターとし、大樹町栄通56番地に設置する。</u> （利用者の範囲） 第3条 支援センターの利用者は、関係町村の児童とする。<u>ただし、幕別町は、旧忠類村地域の児童とする。</u> （利用手続） 第4条 支援センターの利用手続は、大樹町の児童が利用する場合と同様とする。

改正後	改正前
(使用料) 第4条 支援センターの使用料は、大樹町の児童が利用する場合と同額とする。 (管理運営協議会の設置) 第5条 <u>関係町村は、</u>支援センターの円滑な運営を図るため、南十勝こども発達支援センター管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設け、次の各号に掲げる事項を協議する。 (1) 支援センターの管理運営に関すること。 (2) 支援センターの管理運営に要する負担金に関すること。 2 協議会<u> </u>は、関係町村の町村長<u>構成</u> <u> </u>する。 (会長及び副会長) 第6条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。 2 会長及び副会長は、<u>関係町村の町村長の互選</u>とする。 3 会長は、会務を総理し、会議の議長を務める。 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。 (会議) 第7条 会長は、必要に応じて会議を招集する。 (幹事会の設置) 第8条 協議会の中に幹事会を設置する。 2 会長は必要に応じ、幹事会に第5条に定める事項及び関係町村において協議が必要と認められる事項の検討を命ずることができる。	(使用料) 第5条 支援センターの使用料は、大樹町の児童が利用する場合と同額とする。 (管理運営協議会の設置) 第6条 <u> </u>支援センターの円滑な運営を図るため、南十勝こども発達支援センター管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設け、次の各号に掲げる事項を協議する。 (1) 支援センターの管理運営に関すること。 (2) 支援センターの管理運営に要する負担金に関すること。 2 協議会<u>の構成は</u>、関係町村の町村長<u> </u> <u> </u>とする。 (会長及び副会長) 第7条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。 2 会長及び副会長は、<u>委員</u>の互選とする。 3 会長は、会務を総理し、会議の議長を務める。 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。 (会議) 第8条 会長は、必要に応じて会議を招集する。 (幹事会の設置) 第9条 協議会の中に幹事会を設置する。 2 会長は必要に応じ、幹事会に第6条に定める事項及び関係町村において協議が必要と認められる事項の検討を命ずることができる。

改正後	改正前
3 幹事_____は、関係町村の療育所管課長とする。 (事務局) 第 9 条 協議会の事務局は、大樹町____保健福祉課に置く。 (経費の負担) 第 10 条 支援センターの<u>管理運営</u>に要する経費の関係町村の<u>毎年度</u>負担すべき額は、当該経費に係る特定財源を控除後の経費額を 40 パーセントに相当する均等割と <u>40</u> パーセントに相当する人口割と <u>20</u> パーセントに相当する<u>利用人数割</u>とに区分することとし、均等割は<u>4</u>で除して得た額とし、人口割及び<u>利用人数割</u>は関係町村の前年度の 9 月 30 日現在における<u>それぞれ住民基本台帳人口及び利用人数</u>の割合により算出した額とする。 2 関係町村は、大樹町に対し、前項により算出した負担金を毎会計年度において、予算の 80 パーセントに相当する額を 4 月に納付し、支援センターに要する経費の決算見込額を翌年 3 月に納付する。また、当該年度の決算確定後は、翌年度の負担すべき額で調整を行うこととする。 (その他) 第 11 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係町村で協議してこれを定めるものとする。 本協定を証するため、本書<u>4</u>通作成し、関係町村長がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。	3 幹事会の<u>委員</u>は、関係町村の療育所管課長とする。 (事務局) 第 10 条 協議会の事務局は、大樹町<u>役場</u>保健福祉課に置く。 (経費の負担) 第 11 条 支援センター_____に要する経費の関係町村の_____負担すべき額は、当該経費に係る特定財源を控除後の経費額を 40 パーセントに相当する均等割と <u>60</u> パーセントに相当する人口割_____とに区分することとし、均等割は<u>5</u>で除して得た額とし、人口割_____は関係町村の前年度の 9 月 30 日現在における_____人口_____の割合により算出した額とする。 2 関係町村は、大樹町に対し、前項により算出した負担金を毎会計年度において、予算の 80 パーセントに相当する額を 4 月に納付し、支援センターに要する経費の決算見込額を翌年 3 月に納付する。また、当該年度の決算確定後は、翌年度の負担すべき額で調整を行うこととする。 (その他) 第 12 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係町村で協議してこれを定めるものとする。 本協定を証するため、本書<u>5</u>通作成し、関係町村長がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

改正後	改正前
<u>令和6年4月1日</u>	<u>平成23年4月1日</u>
<u>中札内村長 森 田 匡 彦</u>	<u>中札内村長 田 村 光 義</u>
<u>更別村長 西 山 猛</u>	<u>更別村長 岡 出 誠 司</u>
	<u>幕別町長 岡 田 和 夫</u>
<u>広尾町長 村 瀬 優</u>	<u>広尾町長 村 瀬 優</u>
<u>大樹町長 黒 川 豊</u>	<u>大樹町長 伏 見 悦 夫</u>